

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 7月12日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	換気空調系タービン建屋送風機(C)において、吸込側防振継手に損傷(はがれ)が認められたため、当該防振継手を修理。	GIII	
2	2号機	残留熱除去系(B)低圧注水モード注入弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
3	3・4号廃棄物処理設備	高電導度廃液系収集タンク(D)中和装置において、水素イオン濃度指示計(A)廻り配管の閉塞が認められたため、当該配管を点検・清掃。	GIII	
4	その他	水処理陰イオン樹脂再生塔(B)において、覗窓ガラス継手部からの水漏れ(1滴/5秒、約0.9L程度、汚染なし)が認められたため、当該覗窓ガラス継手部を点検・修理。なお、水漏れは停止していないため、漏れた水が側溝へ流れるよう処置済。	GIII	